



2025年4月1日

J Aバンク滋賀

L G B Tに対応した住宅ローンの取扱開始について

J Aバンク滋賀ではSDGs（持続可能な開発目標）への取組みの一環として、この度、滋賀県内のJ Aにおいて、L G B T※に対応した住宅ローンの取扱いを開始いたします。

J Aバンク滋賀では、引き続き性的マイノリティや性の多様性への理解促進により、誰もが自分らしく安心して生活できる地域社会づくりに貢献してまいります。

※L G B Tとは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表し、同性を恋愛の対象とする女性の Lesbian（レズビアン）、同性を恋愛の対象とする男性の Gay（ゲイ）、同性も異性も恋愛対象となりうる人の Bisexual（バイセクシュアル）、体の性と心の性が異なる人の Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとって作られた言葉です。

記

1. 概要

項目	内容
対 象 ロ ー ン	J A 住宅ローン （J A 指定の保証機関の保証をご利用いただけます。）
内 容	連帯債務者や連帯保証人（収入合算者）における配偶者の定義に、自治体の「パートナーシップ宣誓制度」により認められたパートナーを加えます。
確 認 書 類	以下のすべての書類（写し）をご提出いただきます。 ① 自治体が発行する「パートナーシップ」を証明する書類 ② 合意契約にかかる公正証書（正本または謄本） （パートナーの愛情と信頼関係および共同生活における経済的協力関係を確認します。） ③ 任意後見契約にかかる公正証書（正本または謄本）および登記事項証明書 （パートナーが相互に相手方を任意後見受任者とする契約であることを確認します。） ※②および③の書類は、公正証書を作成する公証人役場にご相談ください。

* お申込みに際しては、お借入れ J A および該当の保証機関において所定の審査をさせていただきます。

* 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございます。詳しくは J A 窓口までお問合せください。

2. 取扱開始日

2025年4月1日（申込受付分より）

以 上